

秩父市立南小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月20日制定

(令和5年4月3日改定)

いじめは、すべての児童に関係する問題であり、その防止対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめが行われなくなるまで、全職員が一丸となって、全力で取り組まなければならないものである。

☆ いじめの定義 ☆

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

☆ いじめに対する考え方 ☆

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応、早期解消に取り組む。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

【基本認識】

- いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の児童生徒観や、指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に、大きな関わりをもっている。
- いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

☆ 具体的な取組 ☆

【未然防止のために】

いじめを生まない土壌づくりに力を入れ、いじめが起こらない学級・学校づくりを目指すことが重要である。

そのために、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめを防止する活動に取り組む。また、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。さらには、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払っていくことが必要である。

人権教育

○人権感覚を育み、人権意識の高揚を図る。

- ・友だちの人権を侵害する行為は、許されることではなく、犯罪であることを理解させる。

(思いやりの心を育てる人権教室、道徳・学級活動での人権に関わる指導)

道徳教育

○道徳的判断力の育成を図る。

- ・思いやり心を育て、子供たちが、互いのよさを認め合える友だち関係が
つくれるようにする。

(心を揺さぶる資料の研究、資料渡しの工夫、ふり返りの時間の充実)

体験活動

○豊かな人間性を育成する。

- ・福祉体験・ボランティア活動を教育活動に取り入れ、子供自身が自己や
他者、社会や自然と関わり合うことで、「ともに生きる」心に気付かせる。

(認知症サポート養成講座、募金活動、割り箸・キャップ等の収集活動)

言語活動

○互いに気持ちを伝え合う能力を育成する。

- ・コミュニケーション能力を高めることで、他者と関わり合うことを容易にし、
子供たちが他者の痛みや感情を共感できるようにする。

(話し方の指導、1分間スピーチ、詩の群読発表、聞き方の指導)

情報モラル

○様々な情報端末の最新の動向を把握し、情報モラルを指導する。

- ・インターネット上の掲示板などへの友だちを誹謗中傷する書き込みや画像の投稿、チェーンメールなどは、犯罪であることを理解させる。
- ・ネットいじめにあったときの対処の仕方を身に付けさせる。

親子ネット犯罪防止教室の実施（5・6年生、その保護者）

青少年の情報モラル啓発DVDを使っでの指導（3・4年生）

総合的な学習の時間での情報モラルの指導（3・4・5・6年）

【早期発見のために】

いつ、どこにでも起こり得ることだということを念頭に置き、日々、子どもたちと向き合うことが重要である。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持ち、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的に認知していくこと、また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるので、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。

情報交換

○職員集会の中で情報交換を行う。（事前に生徒指導主任、管理職に報告）

- ・気になる欠席があった場合は、名前、日数、理由等を報告する。
- ・いじめにあった児童がいるクラスの担任は、その事実を報告する。問題が深刻であったり、複雑であったりする場合は、すぐに緊急いじめ防止対策委員会を招集する。

○秩父第二中学校区サポート会議

- ・秩父第二中学校区の校長、教頭、生徒指導主任、秩父警察署員、市教委担当者、主任民生児童委員、保護者が集まり、地域の子供たちについて話し合う。

○個人面談・表札訪問

- ・子供たちの家庭での様子や人間関係、学習の状況などを話題に、保護者と情報を共有し、指導に役立てる。

●表札訪問：4月 ●個人面談：7月（全児童対象）

積極的に情報を共有し、より早い対応を

調 査

○いじめに関するアンケートを実施する。

- ・児童：年間3回（6月、11月、2月）
- ・保護者：年間1回（10月）

○教職員のいじめ防止体制に対する意識調査を実施する。

- ・教職員：年間1回（4月）

心の変化やサインを見逃さない

観 察

○子供たちの心の変化やいじめの予兆などをつかむ。

- ・朝の健康観察や授業中の態度から（しぐさや表情）
- ・休み時間の過ごし方から（一人遊びの子・教室を最後に出ていく子・
遊びの中心になる子 → 友人関係）
- ・子供と一緒に活動したり、会話をしたりする中から（清掃やクラス遊びから）
- ・個人日記や班ノートから
- ・遅刻や欠席理由の把握から（保護者との連絡・通学班での様子等）

子供たちとの触れ合いの中から

【早期対応・早期解消のために】

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。また、各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録していく必要がある。

いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害者児童を徹底して守り通すとともに加害者児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。その場合は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対処も可能である。

いじめの解消については、単に謝罪を持って解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

○いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

○被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを、被害者本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

いじめ対応の基本 **【見逃さない 隠さない 許さない】**

全職員で共通理解・共通行動

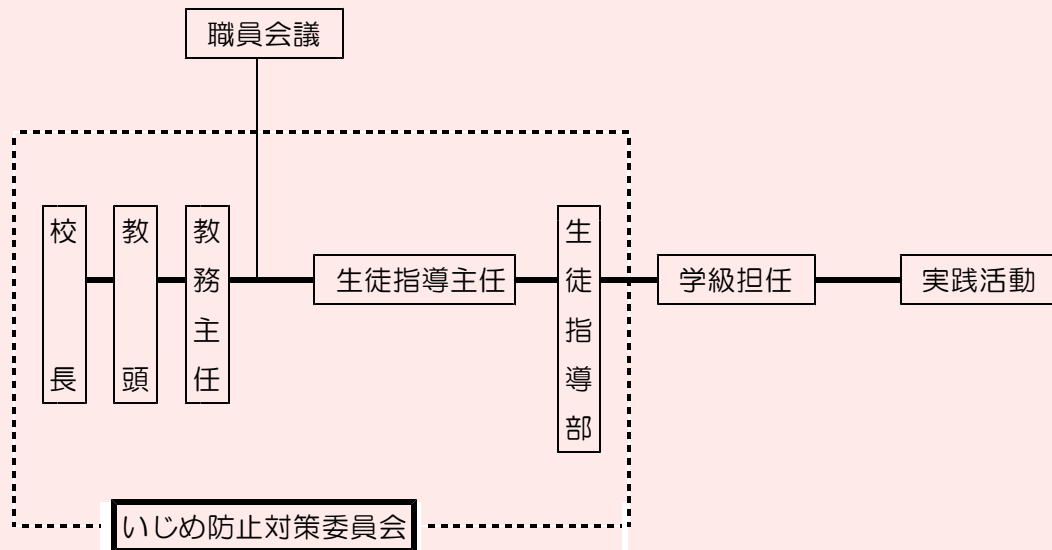


チーム南「全職員の手で目で見守る」

組 織

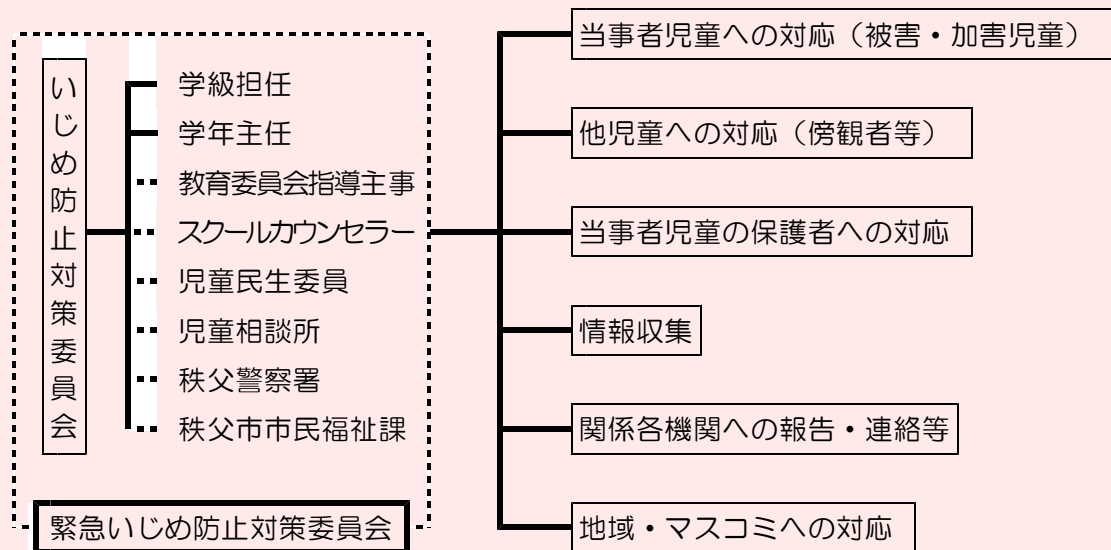
○いじめ防止対策委員会

- ・全校的な防止のための方針やその指導方法を話し合ったり、事例研修などの計画を立てたりする。



○緊急いじめ防止対策委員会

- ・いじめ問題が起きた場合や起きそうな場合、即座に対応し早期解決を図るために招集する。
- ・対応マニュアルをもとに、敏速かつ臨機応変に対応する。



対 応

